

深草墓園 納骨堂

御案内



納骨堂

納骨の御案内

◆ 納骨できる方（申請者）

ア 納骨する方が京都市民の方又は元京都市民の方

イ 死亡時に京都市民であった方又は元京都市民の方の遺骨をお持ちの方

※申請者は、ア及びイとも祭祀主宰者に限る。

◆ 受付日時

受付日時は、毎日（土曜、日曜、祝日も可）の午前8時30分から午後4時30分までです。ただし、1月1日～3日は休みです。（参拝は可）

◆ お持ちいただくもの

- ・遺骨
- ・印鑑
- ・火葬許可証又は改葬許可証（分骨の場合はそれを証明する書類）
- ・申請者の住民票
- ・使用資格の証明書類（※）

（※）使用資格の証明書類について

【元京都市民の証明書類】

1 申請者が元京都市民の場合

京都市に住んでいたことが分かる住民票、戸籍の附票、公共料金の通知（写）、学校の卒業証書（写）等のうち一つ

2 死亡者（遺骨）が元京都市民の場合

京都市に住んでいたことが分かる住民票の除票、除籍の附票、公共料金の通知（写）、学校の卒業証書（写）等のうち一つ

【祭祀を主宰する者の証明書類】

1 申請者と火葬許可証に記載された名前が一致している場合は、当該申請者が祭祀主宰者であると認める。

2 申請者と火葬許可証に記載された名前が不一致の場合（ア、イのうちいずれか）

ア 喪主であることが確認できる葬儀の領収書（写）、会葬礼状（写）、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本等

イ 祭祀主宰者からの委任状、承諾書等

※申請書は深草墓園事務所に備えています。

◆ 納骨区分について

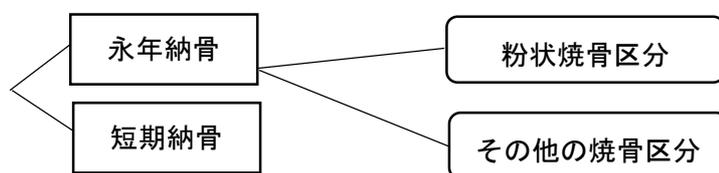
納骨区分は**永年納骨**と**短期納骨**があります。

永年納骨は、期限を定めずお預かりするものであり、**粉状焼骨区分**と**その他の焼骨区分**に分かれています。いずれも合葬式のため、遺骨はお返しできません。

粉状焼骨区分：お預かりした遺骨に対し、粉骨作業を実施したうえで収蔵する区分

その他の焼骨区分：遺骨の粉骨作業を実施せず、お預かりした状態で収蔵する区分

短期納骨は、3年間を上限として遺骨をお預かりするものです。期間満了後は遺骨をお返ししますが、改めて申請いただいたうえで、新たに短期納骨としてお預かりすることも、永年納骨に変更することも可能です。



◆ 使用料（納骨料）について

令和4年5月31日まで

(ア) 永年納骨

市内料金：20,000円 市外料金：40,000円

(イ) 短期納骨

市内料金：12,000円 市外料金：24,000円

令和4年6月1日から

(ア) 永年納骨

粉状焼骨区分 市内料金：20,000円 市外料金：40,000円

その他の焼骨区分 市内料金：50,000円 市外料金：100,000円

(イ) 短期納骨

市内料金：12,000円 市外料金：24,000円

◆ 使用料の適用区分

		死亡者（遺骨）		
		京都市民	元京都市民	その他
申請者	京都市民	市内	市内	市内
	元京都市民	市内	市外	市外
	その他	市内	市外	市外※

※市長が特別の理由があると認める場合

深草墓園の概要

- ◆ 深草墓園は、静かな深草の丘陵地に、納骨堂形式の「市民のお墓」として昭和33年7月に開設され、豊かな自然に満ち溢れたこの安住の地に、多くの先人たちが宗教宗派の別なく合祀されています。
- ◆ 墓園の中心となる納骨堂は、白亜の塔がそびえ立ち、左右にだ円の回廊が流れる優雅な建築であり、永遠の安住地としてふさわしいものです。

所在地

京都市伏見区深草石峰寺山町

管理事務所

京都市伏見区深草石峰寺山町45番地

TEL/FAX 075-641-3559

敷地面積

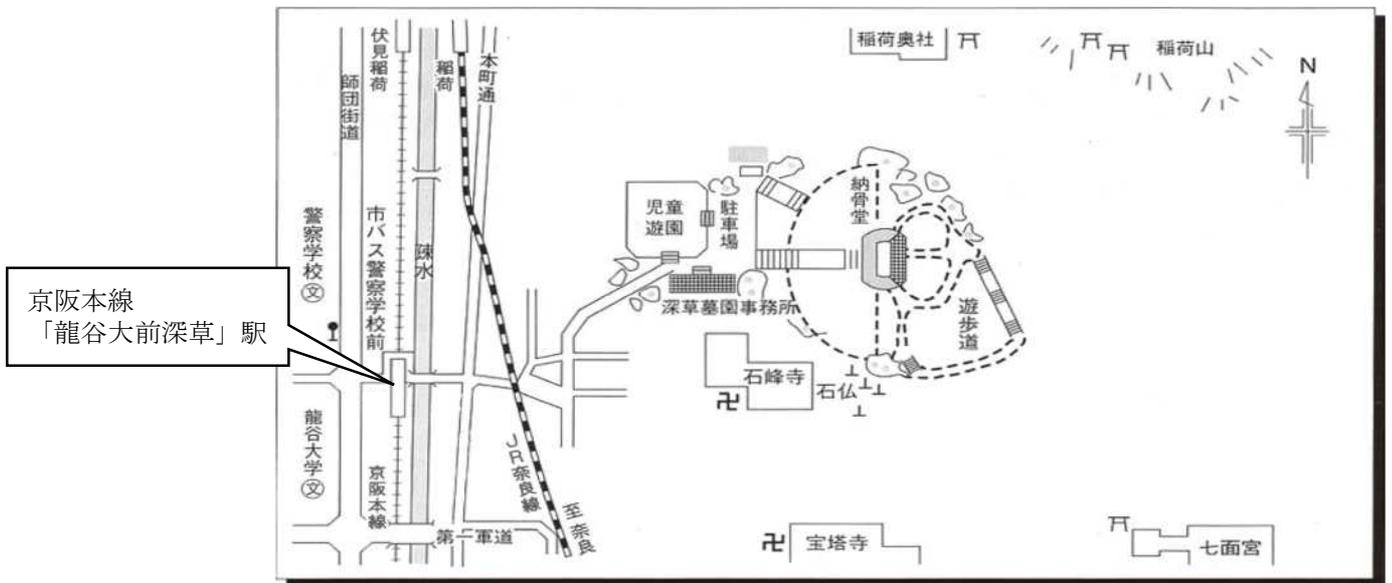
21,260 m²

建物

納骨堂 鉄筋コンクリート造平屋建 158.67 m²

事務所 RC造平屋建 82.00 m²

集会室棟 木造平屋建 74.46 m²



京都市保健福祉局
医療衛生推進室医療衛生企画課